

環境衛生のお知らせ

9/20〜26は動物愛護週間です！

動物にも家族の愛情と 思いやりをもって

動物愛護週間とは、動物を愛する気持ちとペットなどの正しい飼い方について、もっと関心を持ってもらおうという目的で設けられたものです。

犬・猫の情報収集

逃げた犬・猫を探している飼主の方、犬・猫を保護している方は、県北保健所で情報収集を行っていますので、ご連絡願います。

鑑札や注射票

犬を飼育している飼主の方は、登録の際に配布される鑑札、狂犬病の注射の際に配布される注射済票を犬の首輪等に付けておいてください。

これらに記載されている番号は市と保健所が把握していますので、犬が保護された場合、飼主が分かります。

狂犬病予防注射

生後91日以上以上の犬の飼主は、狂犬病予防法に基づき、市に犬を登録してください。

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染します。この病気は、中国や韓国などの隣国でも発生しており、発症すると効果的な治療が無く、ほぼ100%死亡してしまいます。飼主と愛犬を狂犬病の危険から守るため、必ず毎年の狂犬病予防注射を受けさせてください。

平成25年度福島県動物愛護の集いが開催されます

日時 9月22日(日)
午後1時〜3時30分
場所 街なか広場(福島市)
お問い合わせ:
県北保健福祉事務所衛生推進課食品衛生チーム
☎024(534)4305

9月は「不法投棄防止 強調月間」です！

きれいな住みよい地域づくりのため、市では不法投棄の禁止を呼び掛けています。

しかしながら、道路脇などに、空き缶やビニール袋に入ったごみなど、ポイ捨てが多く見られます。また、林道のり面などには、家電製品、タイヤ、車両部品など大量のごみが不法投棄されています。

不法投棄、ポイ捨ては「犯罪」であるという認識を持ち、「不法投棄をしない、させない」との意識を持ちましょう。

不法投棄は「罪」です！

市では、環境衛生監視員および市民の方から通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら投棄者を捜索しています。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等にあつては、3億円以下の罰金)となります。

お問い合わせ:

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
または各支所地域振興課

希望の復興 輝く未来

市長からの手紙
集中豪雨災害対策
三保恵一

今夏、長雨により市内二六〇カ所以上で被害が発生。その対策に取り組んでいる最中、八月五日、気象庁から「記録的短時間大雨情報」が発令、気象庁の観測では市内で一〇ミリの雨量を観測、集中豪雨に襲われ、市内五七〇カ所以上で大きな被害が発生しました。

特に、岩代地域で土砂崩れや濁流により住宅の全壊や家屋の孤立、小浜川の氾濫による家屋の床上・床下浸水が多数発生、森林や水田、畑の流出、国道459号線をはじめ、市道の多くの箇所が土砂崩れや陥没、交通が遮断されました。

私も当日、同時刻に会合で「道の駅さくら郷」において、集中豪雨にみまわれ、六角はつらつセンターが浸水したとの一報を受け、危機を感じ、対策のために「市災害対策本部」会議の開催が必要であると判断、急遽、市役所に戻る途中、国道459号線で目の前が崩れに遭遇、道路が土砂で埋まってしまう、別ルートを探しながら戻りましたが、そのとき通ったところにあつた店舗が土砂崩れによって全壊したことを後で知りました。多くの皆さんが雷や豪雨、土砂

崩れや濁流の中で、どれほど恐怖や不安、心配でたまらなかつたことでしょう。

交通が遮断され現場到着が困難な中、孤立した人々を救うために我が身の危険を顧みずに尽力を戴いた消防団員をはじめ、市職員、地域の皆様方に御礼を申し上げます。

被災された皆様の安全確保を最優先に避難所開設や孤立家屋の解消、交通不能区間の応急復旧に係る皆様の協力の下に取り組んでおります。

八月九日、十日には、根本匠復興大臣と佐藤雄平知事に「豪雨災害対策に関する要望」を行い、「激甚災害指定と被災者生活再建支援法の適用」と「早急な道路・橋梁・河川などの復旧のため技術的・財政的支援」「小浜川などの河川改修の支援」「水田や畑など、農地の再生と農業施設の復旧のため技術的・財政的支援」「特別交付税措置、公共災害援」を要請いたしました。その後、国は二本松市などに対し「激甚災害」の指定を行い、農地や農業用施設などへの支援を決定しました。

公共災害復旧事業について、国の災害査定を早急に実施し、復旧事業が早期に進められるよう要請しているところです。

早く元の生活に戻るよう、市単独事業として復旧事業を実施しておりますが、引き続き全力を尽くしてまいります。